

### 確 認 書

写

- 1 私は、当JAの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成23年6月24日  
音更町農業協同組合  
代表理事組合長 大塚 宏明



## 沿革とあゆみ

## JAおとふけの沿革とあゆみ

---

昭和23年	農業協同組合法に基づき音更農業会より財産分割をうけ 音更村農業協同組合を設立 北海道指導農業協同組合連合会(中央会)に加入 北海道信用農業協同組合連合会に加入 北海道共済農業協同組合連合会に加入 北海道購買農業協同組合連合会(ホクレン)に加入 北海道販売農業協同組合連合会(ホクレン)に加入 十勝農業協同組合連合会に加入 農業手形制度創設
昭和24年	農林中央金庫に加入 北海道厚生農業協同組合連合会に加入
昭和26年	万年支所開所
昭和27年	東士幌出張所開所
昭和29年	農林漁業金融公庫資金取扱開始 町制施行により音更町農業協同組合に名称変更
昭和32年	購買店舗新築事業開始
昭和33年	創立10周年記念式典挙行 中音更支所開所(東瓜幕より移転)
昭和35年	第1給油所新築事業開始 国民貯蓄組合設立届 貯蓄奨励映画会(10地区)
昭和36年	駒場農協と合併 組合員勘定制度開始
昭和37年	音更畜産農協と合併
昭和38年	住宅金融公庫資金取扱開始 整備工場新築事業開始
昭和39年	中士幌農協と合併 大牧開拓農協と合併 音更町農業振興資金制度制定 音更町農協本部事務所新築
昭和41年	系統内国内為替取引開始 音更開拓農協と合併
昭和42年	音更町指定金融機関の指定を受け業務開始 天引貯金制度開始
昭和43年	創立20周年記念式典挙行
昭和47年	農業者年金基金資金取扱開始 第2給油所新築事業開始
昭和49年	年金福祉事業団資金取扱開始
昭和53年	国民金融公庫進学資金取扱開始 創立30周年記念式典挙行 農業改良資金取扱開始

昭和54年	貯金100億円達成
昭和57年	Aコープ店舗新築
昭和58年	塩那農協(栃木県)との姉妹農協提携調印
昭和59年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和60年	農協信用事業オンラインシステム稼働 全国農協貯金ネットサービスシステム稼働 ATMをAコープ店舗に設置 共済保有高500億円達成
昭和61年	全国中央会より 全国優良農協賞受賞 系統自動決済サービスシステムの完成 国債等代理窓販業務開始 音更町役場内にATMを設置
昭和62年	本所のATMを設置
昭和63年	北海道キャッシングサービス取扱開始
平成 元年	ATMを5つの事業所に設置
平成 2年	都銀、他銀とのCDオンライン提携
平成 3年	全国中央会より 特別優良農協賞受賞 第二地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携 貯金200億円達成
平成 5年	共済保有高1,000億円達成 新クミカン制度開始 金融推進課新設による広域推進開始
平成 6年	国債証券の窓口販売業務開始 ディスクロージャー誌発行
平成 7年	貯金300億円達成 独自貯金商品発売 ジェイエイおとふけ食品(株)設立
平成 8年	事業所(東土幌、万年、駒場、中土幌)閉所 駒場出張所開所 農協信用事業新オンラインシステム稼働
平成 9年	よつ葉乳業(株)十勝主幹工場のATM運用管理開始 生活店舗事業(株)エーコープ道東に移管
平成10年	創立50周年記念式典挙行
平成12年	郵便局とのCDオンライン提携
平成13年	JAおとふけホームページ開設 インターネットバンキング取扱開始 日本マルチペイメントネットワーク運営機構加入
平成14年	投資信託取扱開始 外貨預金取扱開始 金融店舗リニューアル
平成15年	年金友の会創立20周年 駒場出張所閉所
平成16年	道東Aコープおとふけ店内ATMコーナーリニューアル
平成17年	新金融システム(JASTEM)導入

---

平成18年	貯金400億円達成 よつ葉ATM廃止
平成19年	第1給油所をセルフ化へ改装
平成22年	第2給油所を一部セルフ化へ改装

## ディスクロージャー誌の記載項目について（単体）

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

[農業協同組合法施行規則 第204条第1項 より]

イ 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- (1) 業務の運営の組織
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名
- (3) 事務所の名称及び所在地
- (4) 当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する次に掲げる事項
  - (i) 当該特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地
  - (ii) 当該特定信用事業代理業者が当該組合のために特定信用事業代理業を営む営業者又は事務所の所在地

ロ 組合の主要な業務の内容

ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況
- (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
  - (i) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)
  - (ii) 経常利益又は経常損失
  - (iii) 当期剰余金又は当期損失金
  - (iv) 出資金及び出資口数
  - (v) 純資産額
  - (vi) 総資産額
  - (vii) 貯金等残高
  - (viii) 貸出金残高
  - (ix) 有価証券残高
  - (x) 単体自己資本比率
  - (xi) 農協法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額
  - (xii) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

[別表第4]

項目	記載事項
主要な業務の状況を示す指標	1 事業粗利益及び事業粗利益率
	2 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支
	3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや
	4 受取利息及び支払利息の増減
	5 総資産経常利益率及び資本経常利益率
	6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率
貯金に関する指標	1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
	2 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
貸出金等に関する指標	1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
	2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
	3 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返
	4 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高
	5 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	6 貯貸率の期末値及び期中平均値
有価証券に関する事項	1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう。)の平均残高
	2 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国国債及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高
	3 有価証券の種類別の平均残高
	4 貯証率の期末値及び期中平均値

ニ 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制

ホ 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
  - (i) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金
  - (ii) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であって、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金
  - (iii) 3か月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金((i)及び(ii)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金
  - (iv) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((i)から(iii)までに掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金
- (3) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額(※当JAは該当無し)
- (4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - (i) 有価証券
  - (ii) 金銭の信託
  - (iii) 取引所金融先物取引等(※当JAは該当無し)
  - (iv) 金融等デリバティブ取引(※当JAは該当無し)
  - (v) 有価証券店頭デリバティブ取引(※当JAは該当無し)
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (7) 貸出金償却の額

[金融庁告示 農林水産省告示 第四号(平成19年3月23日)に規定する「自己資本の充実の状況」第2条(単体)より]

## 2. 定性的な開示事項

- 一 自己資本調達手段の概要
- 二 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
    - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む)
    - (2) エクスポートジャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項
- 七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 八 農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第1条の6第5項第3号に掲げる出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 九 金利リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 組合が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

## 3. 定量的な開示事項

- 一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
  - イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
    - (1) 出資金、回転出資金及び資本準備金
    - (2) 利益剰余金
    - (3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの
    - (4) 自己資本比率告示第4条第1項第1号から第3号までの規定により基本的項目から控除した額
    - (5) 自己資本比率告示第4条第1項第4号の規定により基本的項目から控除した額
  - ロ 自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額
  - ハ 自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額
  - ニ 自己資本の額
- 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
  - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及びハの額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
    - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額
  - (1) 基礎的手法
- ホ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
- ヘ 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4%を乗じた額
- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
  - イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
  - ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
    - (3) 残存期間別
  - ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
  - ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
  - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
  - ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第2号及び第5号(自己資本比率告示第101条及び第110条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額
- 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
  - イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
    - (1) 適格金融資産担保
  - ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- 七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
    - (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」)
    - (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
  - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
  - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
  - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
- 八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 九 金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

## ディスクロージャー誌の記載項目について（連結）

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

〔農業協同組合法施行規則 第205条第1項 より〕

- イ 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
- (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
  - (2) 組合の子会社等に関する次に掲げる事項
    - (i) 名称
    - (ii) 主たる営業所又は事務所の所在地
    - (iv) 事業の内容
    - (v) 設立年月日
    - (vi) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
    - (vii) 組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
- ロ 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの
- (1) 直近の事業年度における事業の概況
  - (2) 直近の5連結会計年度(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書の作成に係る期間をいう、以下同じ)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
    - (i) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)
    - (ii) 経常利益又は経常損失
    - (iii) 当期利益又は当期損失
    - (iv) 純資産額
    - (v) 総資産額
    - (vi) 連結自己資本比率
- ハ 組合及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの
- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
  - (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
    - (i) 破綻先債権に該当する貸出金
    - (ii) 延滞債権に該当する貸出金
    - (iii) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金
    - (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
  - (3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項
  - (4) 当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)

〔金融庁告示 農林水産省告示 第四号(平成19年3月23日)に規定する「自己資本の充実の状況」第3条(連結)より〕

### 2. 定性的な開示事項

#### 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 自己資本比率告示第11条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 自己資本比率告示第14条第1項第2号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
- ニ 自己資本比率告示第15条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
- ホ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の45第1項に規定する会社のうち同項第1号に掲げる業務を営むもの又は同法第11条の47第1項第5号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第6号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
- ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- ト 自己資本調達手段の概要
- 二 自己資本調達手段の概要
- 三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 四 信用リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要

- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
  - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)
  - (2) エクスポートの種類の種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項(※当JAは該当無し)
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
  - ハ 証券化取引に関する会計方針
  - ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 金利リスクに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
- 3. 定量的な開示事項
  - 一 自己資本比率告示第14条第1項第2号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
  - 二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
    - イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
      - (1) 出資金、回転出資金及び資本剰余金
      - (2) 利益剰余金
      - (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
      - (4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの
      - (5) 自己資本比率告示第12条第1項第1号から第5号までの規定により基本的項目から控除した額
      - (6) 自己資本比率告示第12条第1項第6号の規定により基本的項目から控除した額
    - ロ 自己資本比率告示第13条に定める補完的項目の額
    - ハ 自己資本比率告示第14条に定める控除項目の額
    - ニ 自己資本の額
  - 三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
    - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及びハの額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
      - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
    - ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
      - (1) 基礎的手法
    - ホ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第10条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
    - ヘ 自己資本比率告示第10条の算式の分母の額に4%を乗じた額
  - 四 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項
    - イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
    - ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
      - (1) 地域別
      - (2) 業種別又は取引相手の別
      - (3) 残存期間別
    - ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
      - (1) 地域別
      - (2) 業種別又は取引相手の別
    - ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金については次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)
    - (1) 地域別
    - (2) 業種別又は取引相手の別
    - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
    - ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を開示した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1%未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第14条第1項第3号及び第6号(自己資本比率告示第101条及び第110条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

- 
- 五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
    - イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
      - (1) 適格金融資産担保
      - ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額
  - 六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
  - 七 証券化エクスポージャーに関する事項
  - 八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
    - イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
      - (1) 上場株式等エクスポージャー
      - (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
    - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
    - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
    - ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
    - ホ 自己資本比率告示附則第11条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
  - 九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
  - 十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額